



銀行・証券・保険・先物

先物取引

名古屋高裁平成25年3月15日判決の報告 —内部統制システム構築義務違反を中心に—

弁護士（愛知）正木健司

平成25年3月15日に名古屋高裁民事第3部で出された国内公設役員責任控訴審判決について、ご報告します。尚、原審は、名古屋地判平成24年4月11日です（本ニュース94号254頁以下）。

1 判決の概要

業者は国内公設商品先物取引業者の大起産業株式会社で、控訴人は同社のほか、代表取締役ら役員5名、従業員3名です。一審原告は、附帯控訴人です。顧客の属性は、本件取引当時34歳のスーパー・マーケット勤務の男性で、資産・収入とも同年代の平均的な男性就労者程度であり、取引経験は本件取引2ヵ月余り前に別の業者で初めての先物取引を開始したばかりでした。

訴訟の経緯は、平成24年7月17日に第一回期日、9月13日に第二回期日があつて弁論終結、12月25日に予定された判決は1ヶ月延期となり、さらに平成25年1月25日の判決言渡しの直前に、裁判長から求釈明があつて、弁論再開となり、2月20日の弁論再開期日を経て、3月15日に判決に至ったという経緯です。

提出した書面等は、控訴答弁書65頁、附帯控訴理由書50頁のほか、準備書面4本、追加の甲号証約80、弁論終結後にも、上申書を3本ほど提出しました。結果として、判決書は目次付きで、48頁にわたる、一審判決よりも長いものとなりました。

判決主文は、本件控訴及び附帯控訴いずれも棄

却で、原審と同じく過失相殺3割でしたが、役員ら全員の責任が維持されました。

判決の要旨ですが、違法性については、差玉向かい及び取組高均衡手法についての説明義務違反、取引継続段階における適合性原則違反、両建て、無意味な反復売買の違法性、無敷・薄敷、指導・助言義務違反を認めました。尚、一審判決では、適合性原則違反、特定売買の違法性のみ認めっていました。

役員責任については、代表取締役ら取締役5名につき、会社法及び同法規則所定の内部統制システム構築義務違反等を認め、業務の執行等を重過失で懈怠したとして、会社法429条1項の責任を認めました。

本判決は、国内公設商品先物取引業者の役員らに対し、会社法の定める内部統制システム構築義務違反を認めた初めての判決と思料されます。

2 違法性に関する判示内容

興味深いものとして、指導・助言義務違反について認めました。すなわち、本件取引中、一審原告がまとまった資金を有していないとの疑いを当然に抱くべき事情があったにもかかわらず、取引の拡大により一審原告が多額の損失を被る危険を抑制するための指導・助言を行うこともなかったとして、担当外務員らの指導・助言義務違反を認めたものです。

3 役員責任に関する判示内容

役員責任について、一審被告らは多数の証拠を出して、業務に関する規則、マニュアル、研修制度、業務監査など、内部統制システムを整備していたことを主張してきました。これに対し、判決は、「法令遵守体制の整備及び紛議防止のための諸施策が実施され、教育管理体制及び内部統制システムの構築がされてきたようにも見受けられる」と判示しつつも、「しかし、他方、以下の事実が認められる」として、次のように判示しました。すなわち、「主務省及び日本商品先物取引協会による指導及び処分」、「控訴人会社における紛議の状況」、「控訴人代表取締役、控訴人取締役の別件訴訟における供述等」を詳細に挙げた上で、「前記各種制度や諸施策の実効性は疑問であり」、「控訴人代表取締役ら5名は、控訴人会社の従業員が適合性原則違反などの違法行為をして委託者に損害を与える可能性があることを十分に認識しながら、法令遵守のための従業員教育、懲戒制度の活用等の適切な措置を執ることなく、また、従業員による違法行為を抑止し、再発を防止するための実効的な方策や、会社法及び同法施行規則所定の内部統制システムを適切に整備、運営することを怠り、業務の執行又はその管理を重過失により懈怠したものというべきである」として、役員5名は、連帶して、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負うものとしました。このように、本判決は、違法行為防止のためのリスク管理体制の整備義務違反ないし会社法及び同法施行規則所定の内部統制システム構築義務違反を認め、代表取締役ら役員5名の会社法429条1項の責任を認めたものです。

4 別件判決（名古屋高判平成24年11月30日）について

上記別件判決（名古屋の岩本雅郎弁護士、太田勇弁護士、竹之内智哉弁護士との共同受任）では、一審被告会社について、「取締役の職務として、従業員による違法な勧誘行為等を防止するような内部統制システムを構築する義務があったといえる」とした上で、「被控訴人らには、上記義務の懈怠があったのではないかとも考えられる」と判

示しました。しかし、「他方、内部統制システムの構築を定めた会社法は平成17年7月26日に交付され、施行されたのは取引が開始される直前の18年5月1日であること、内部統制システムの構築は、取締役の職務執行の一環として、他の職務等との調整を図りながら実現していくべきもので、そのシステム構築の時期・内容・程度等は、取締役の経営判断の一部と考えられること」等「からすると、被控訴人らが、悪意又は重過失によって上記義務に違反したとまではいえない」と判示して、役員責任は認めませんでした。この別件判決は、本件の弁論終結後に、控訴人側から提出されたため、当方もこれに対する反論等を上申書の形で提出しました。すなわち、「会社法施行後1年9ヶ月間が経過した本件取引の時点では、内部統制システム構築のための時間的猶予は十分にあったものといえ、その間も紛争や判決等が続発していたのであるから、一審被告取締役らに重過失がないとは到底言えない」旨の反論等を行ったものです。

5 内部統制システム構築義務違反について

内部統制システムに関する会社法及び同法施行規則は以下のとおりです。まず、会社法362条4項6号の定める内部統制システムに関する事項、すなわち「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」は、重要な業務執行の決定であり、取締役に委任することはできず、必ず取締役会で決議しなければなりません。その具体的な細目は、会社法施行規則100条（業務の適正を確保するための体制）が定めており、法令遵守との関係では、同条1項4号にいう「使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」が定められなければなりません。

この点、控訴人会社は、内部統制について次のような取組みをしていると主張しました。まず、平成18年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、代表取締役をコンプライアンス体制の最高責任者とし、その下に

コンプライアンス担当取締役を置き、控訴人取締役の一人が選任されています。また、この取締役会決議に基づいて、平成18年11月に、職務分掌規定、文書管理規定等の各規定を改訂したとしています。さらに、社内監査プロセス、内部通報制度のプロセス等のマニュアルやフローチャートを作成・運用していたとしています。そして、監査室は、毎年社内監査を実施し、監査報告書を作成して、不適当な点を改善指示等していたとしています。また、コンプライアンスに関する社内研修を実施し、主務省や日商協の監査で指導を受けた点についても、経営会議等で検討していたとしました。

6 主張立証で特に力を入れたこと

内部統制システム構築に関し控訴人会社が提出してきた乙号証（乙94～乙177）について、一つずつ内容を検討し、いずれも形式的なものにすぎず、違法行為を防ぐためのリスク管理において何ら実効性のあるものではなかった旨、反論しました（例えば、コンプライアンス研修は、ほとんど営業研修と化している、内部監査は形式的なものに過ぎず、殆ど実がないものと言わざるを得ない等）。併せて、控訴人会社に対するこれまでの判決を一覧表にして、適合性原則違反等の違法行為を長年にわたり繰り返し行ってきたことを指摘しました。なかでも、取締役や管理本部長自ら判決を受けていたことを特に掘り下げて指摘しました。また、同じ外務員が何度も判決を受け、適合性原則違反等を繰り返し行っていたことを指摘しました。さらに、控訴人会社に対する苦情、紛議、訴訟の年度毎の具体的なデータを挙げ（PIONET、先物被害白書、事業報告書等）、行政当局による指摘、日商協による制裁、行政処分の内容について摘示しました。このように、控訴人会社において、形式的な体制や文書類が存在したとしても、違法行為防止の点で全く不十分であって、欠陥があり、何ら実効的な内部統制体制が構築されていなかったことを強調しました。

7 私見など

本判決は、会社法の定める内部統制システムは、取締役会による内部統制の基本方針の決議や

それに基づく規定やマニュアル・内部監査制度・研修制度等があったとしても、それらが「適切に整備、運営」されなければならないこと、すなわち、形式的な体制整備のみでは足りず、実効的な内部統制体制を整備の上、それが適切に運営されることが必要なのであって、実効性をもって機能するものでなければならない旨、判示したものと思料されます。

また、一审判決では、代表取締役以外の平取締役4名については、代表取締役の業務執行の監視義務の懈怠があるとして会社法429条1項の責任を認めましたが、本判決は、代取と平取締役4名につき一括して、「控訴人代表取締役ら5名は…内部統制システムを適切に整備・運営することを怠り、業務の執行又はその管理を重過失により懈怠したものというべきである」と判示しており、監視義務の懈怠という構成をとっています。これは、会社法の定める内部統制システムの決議は、代表取締役に委任できない専決事項として、取締役会による決議であるので、「取締役会は」と一括して主語になっている会社法の規定を文字通りに解釈したものと思われます。その根底には、平取締役であっても当事者としての責任を免れないという考え方があるものと思われます。

この点、実質的には、①代表取締役ら役員5名は、数十年間も会社の中枢にあって、組織営業を行ってきたこと、②ある控訴人取締役は、支店長ないし取締役の立場にありながら、適合性原則違反等を行ったとして、不法行為責任を認める判決を受けていたこと、③別の控訴人取締役は、十数年間も管理部責任者等の立場にありながら、適合性原則違反等を行ったとして不法行為責任を認める判決を受けていたこと等の事情も、裁判官の心証に少なからず影響したのではないかと思料されます。とくに、本判決は、会社法の定める内部統制システム構築義務のみならず、より広くリスク管理体制の整備義務違反についてまで、監視義務違反という構成をとらず、平取締役についても代表取締役と同列の責任を認めており、上記のような事情が影響したものと思料されます。

（尚、双方、上告及び上告受理申立をしています）